

# COMPASS

# 3

2019.MARCH  
VOL.388

大分県の中小企業と組合のための情報誌

## ■特集

平成30年度組合管理者講習会を開催  
平成30年度労働事情実態調査(大分県 要約版)

## ■がんばる組合探訪記

企業組合エコクリエイト

## ■ニュースフラッシュ

平成30年度補正ものづくり補助金 公募説明会を開催します  
平成30年度外国人技能実習制度適正化事業第2回講習会を開催しました  
第2回青年部研修会が開催されました  
平成31年度税制改正について  
レジ補助金拡充のお知らせ  
組合まつり in TOKYOに大分県酒造協同組合が参加しました  
大分県火災共済協同組合より代理所募集のご案内  
おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証を取得してみませんか  
機関誌で紹介する組合を募集しています

## ■情報連絡員レポート

### ■点と線

おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合 理事長  
社会保険労務士 工藤 和義 氏

### ■月間ベストセラー

### ■下請代金支払遅延等防止法(下請法)の違反行為事例

## 大分県中小企業団体中央会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号(大分県中小企業会館4階)  
TEL.097-536-6331 FAX.097-537-2644  
URL: <http://www.chuokai-oita.or.jp>

# 平成30年度 組合管理者講習会を開催

2月12日、平成30年度第2回正副会長・常任理事合同会議、第3回理事会、組合管理者講習会、意見交換会の一連行事を大分市のトキハ会館にて開催しました。

理事会では、議題として「平成30年度更正予算（案）決定の件」、「定款変更の件」、「規程一部変更の件」、「就業規則一部変更の件」が審議され、満場一致で承認されました。また、報告事項として本会事業の進捗状況、平成31年度通常総会の日程等について報告されました。

理事会終了後には、組合管理者講習会が開催され、多くの組合関係者様よりご参加をいただきました。組合管理者講習会は、組合運営が円滑に実施され、更なる充実を図ることを目的に、組合の管理及び事業推進の要である組合役職員を対象として毎年開催されています。

本年度の講習会では、九州経済産業局地域経済部地域経済課 地域経済分析システム普及活用支援調査員 島田 啓子 氏を講師として招へいし、「地域経済分析システム（RESAS）の概要とRESASから見る大分県経済」と題して講演いただきました。



高山会長 挨拶



組合管理者講習会の様子



講師 島田 啓子 氏

講演後は講師を交えての情報交換会が開催されました。交換会では、戸高副会長が開会挨拶を行い、商工中金大分支店の竹之井次長より乾杯を賜りました。参加者は和やかな雰囲気の中で活発な意見交換が行われ、組合間で交流する貴重な機会を提供することができました。

# 平成30年度 労働事情実態調査 (大分県 要約版)

大分県中小企業団体中央会では、県内の労働事情を把握し適正な労務管理に資することを目的として、昨年に引き続き県内の中小企業を対象として労働事情実態調査を実施しました。今回実施した調査結果より、中小企業の皆さまに特に関係する部分を抜粋して掲載いたします。

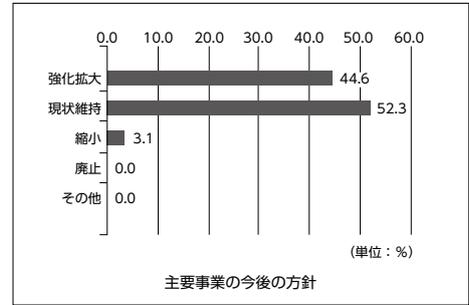
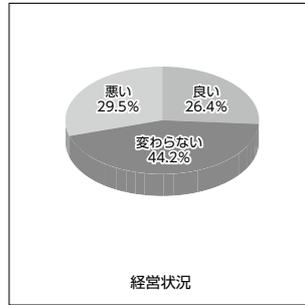
調査対象	大分県内の中小企業者
回答事業者数	131社

## I. 景況状況に関する調査結果

経営状況について「良い」26.4%、「変わらない」44.2%となっており、70%以上は上昇または不変となった。

「主要事業の今後の方針」については、「現状維持」が半数以上の52.3%となり、「強化拡大」が44.6%と縮小や廃止を検討している事業者は3%程しかいなかった。

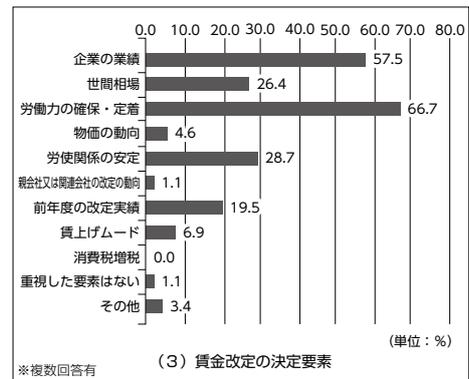
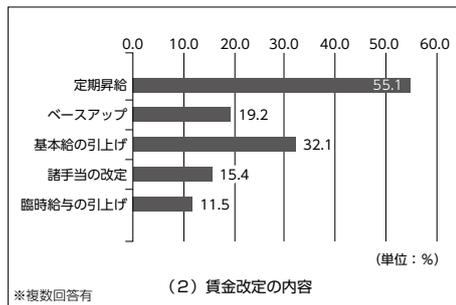
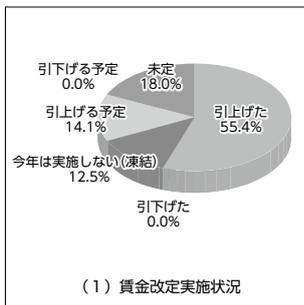
「経営状況」、「主要事業の今後の方針」のいずれも「現状維持」が半数以上を占めた。その反面、今後の方針については「強化拡大」と回答した事業者が44.6%おり、県内の中小企業にとっては、景気回復を実感するには至っていないものの、今後に期待している状況が見て取れる。



## II. 賃金の状況

図(1)を見ると、引上げを実施及び検討している事業者は70%程度であり、多くの事業者が賃金アップを検討している。なお、引上げを凍結している事業者は12.5%、引下げを実施及び検討している事業者はいなかった。

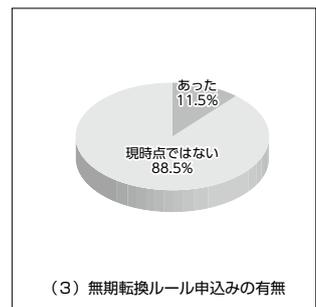
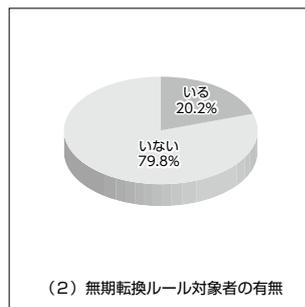
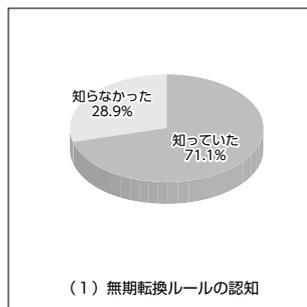
図(2)を見てみると、「定期昇給」が55.1%、次いで「基本給の引上げ」が32.1%であり、その要因を図(3)から見ると「労働力の確保・定着」が66.7%、次いで「企業の業績」が57.5%と、景気回復と併せて人材不足による人件費の上昇も見て取れる。



## III. 無期転換ルールに関する状況

無期転換ルールは平成30年4月より開始されたルールで、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申込みによって無期労働契約に転換できるものである。<sup>(※)</sup>

当ルールの認知状況は図(1)のとおり「知っていた」が70%以上であり、中小企業者にとって関心が高いことがうかがえる。無期転換ルールの実際の対象者の割合は、図(2)より20%程度にとどまり、対象となる労働者の数はそう多くない状況である。また、図(3)より対象者のうち申込みは10%程度と、労働者にとってはまだまだ浸透しているとは言えない状況であり、今後の動向が注目される。



(※)無期転換ルールの詳細については大分労働局ホームページで確認できます。

大分労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/>

今回の調査へご協力いただいた事業者の皆さまにはこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

## 企業組合エコクリエイト



梅田 伸也 理事長

### 組合概要

[理事長]	梅田 伸也
[設立]	平成30年9月18日
[組合員数]	4名
[出資金]	200,000円
[主な事業内容]	清掃業務の請負
[住所]	〒879-5512 大分県由布市挾間町来鉢115番地1
[TEL]	097-507-4365

### ■清掃業界の現状

ビル清掃業務の需要は、不動産市場の動向に大きく影響されます。リーマンショック後、しばらくの間、不動産市場は大幅に冷え込み、これに伴いビル清掃の需要も停滞していました。しかしながら、景気回復に伴い、オフィスビルやホテル、分譲マンションなどの新築件数は増加傾向にあり、空室率やオフィス賃料なども改善しており、ビル清掃に対する需要は増加しています。

また、近年、大幅に需要が増加しているのが、ハウスクリーニングの分野です。

高齢者単身世帯や共働き家庭の増加、ダニ・ハウスダスト・カビ・花粉などを原因とするアレルギーへの関心の高まりなどが清掃業務の委託需要を後押ししています。

さらに、国内外からの観光客の増加により、ベッドメイキングなどホテル清掃の需要も高まっており、清掃業界における受注環境は好転しています。

### ■深刻な人手不足

清掃業界における受注環境は好転していますが、実際に作業を行う清掃スタッフの確保は非常に困難な状況にあります。

ビルメンテナンス業務は、大きく分けて、利用者が快適に過ごせるための衛生的な環境を維持するために行う「清掃管理業務」、電気・通信・空調・給排水・エレベーターなどの設備の保守管理を行う「設備管理業務」、ビル・住宅・駐車場などの警備を行う「警備業務」に分けられます。いずれも多くの人手を必要とする業務でしたが、設備管理・警備業務においては、コンピュータ制御や遠隔監視など



# 企業組合の強みを活かし 清掃業者やマンションオーナーからの 依頼に柔軟に対応



顧客の様々なニーズに対応

の新たな技術の導入により、必要人員の削減が図られています。しかしながら、清掃管理業務においては、一部、清掃ロボットや搭乗式清掃機を導入し、業務の効率化を図っている企業もありますが、依然として労働力に頼っている企業がほとんどです。

コストの多くを人件費が占める労働集約型の典型である清掃業界においては、人手不足は深刻な課題となっています。

## ■本組合の特徴

### ①多様なニーズに対応

本組合は、長年に亘り、清掃業務に従事してきた組合員による清掃のプロ集団です。

対応可能な業務もビル清掃、客室清掃、退去清掃、病害虫の駆除など多岐にわたっており、様々なニーズに対応することができます。

### ②柔軟な受注体制

安定した売上を確保していくためには、日常清掃や

定期清掃などの中長期の契約を中心に事業展開を図っていくのが理想的だと思います。しかしながら、中長期の契約に関しては、価格競争に陥りやすく、小規模事業者が大手企業と対等に競争するのは困難な状況にあります。

そこで、本組合はスポット受注を中心に事業を展開していく予定であり、清掃業者やマンションオーナーなどからの依頼に柔軟に対応できる体制をとっています。

不足しているところ、困っているところに労働力を供給することを組合のモットーとしています。

### ③個人事業主による連携

本組合は、個人で清掃業務を請負っていた事業者が企業組合制度を活用したグループ創業により、取引条件の改善や下請からの脱却を目的に設立した組合です。

今後は、積極的に新規顧客を開拓し、アパート経営者やホテルなどとの直接契約を目指して活動していく予定です。



スポット受注ならではの細やかなサービスが強み

### ■平成30年度補正ものづくり補助金 公募説明会を開催します

2月18日より、「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募が開始されました。

本会では、申請予定事業者の申請を支援するために下記の日程で公募説明会を開催いたします。

#### 【日 時】

平成31年4月9日（火）  
14：00～16：00

#### 【場 所】

ホテル日航大分 オアシスタワー 5F 孔雀の間  
住所：大分県大分市高砂町2-48  
TEL：097-533-4411

※お申し込み方法等、詳細については本会ホームページをご確認ください。

### ■平成30年度外国人技能実習制度適正化事業第2回講習会を開催しました

当会では、組合（監理団体）及び組合員企業（実習実施者）に対して、技能実習制度の適正な運用に繋げるため、第2回の講習会を平成31年1月29日に開催しました。



当講習会には、組合（監理団体）並びに組合員（実習実施者）の役職員の皆様から多くのご参加をいただきました。また、優良事例発表にご協力いただきました豊洋企業協同組合様、株式会社やまる渡邊様には改めてお礼申し上げます。

### ■第2回青年部研修会が開催されました

平成30年12月12日にナンドホールにおいて第2回青年部研修会が開催されました。



研修会は、中小企業診断士 高橋陽子氏をお招きして「気づき、発想力を磨く」をテーマに開催されました。

また、本研修会では積極的にグループワークを取り入れ、参加者同士がコミュニケーションをとる機会を作り、多種多様なジャンルで事業を営んでいる人たちの相互発表を通じて、新しい視点が発見できました。

### ■平成31年度税制改正について

中小企業・小規模事業者の皆様に関係する支援策を一部抜粋してご紹介いたします。詳しい情報は、経済産業省又は中小企業庁のホームページをご覧ください。

#### ○中小企業・小規模事業者の生産性向上、地域経済の活性化

- (1) 事業承継の促進（個人事業者向けの事業承継税制の創設等）
- (2) 災害への事前対策の強化（中小企業防災・減災投資促進税制）
- (3) 中小企業・小規模事業者の設備投資活性化、経営基盤の強化、研究開発支援
- (4) 地域経済を牽引する中核企業の先進的な設備投資の促進（地域未来投資促進税制の延長・拡充）

#### ○生産性革命の実現に向けたイノベーションの促進

- (1) イノベーションの更なる創出に向けた研究開発の促進
- (2) ベンチャーの人材確保円滑化（ストックオプション税制の拡充）

#### ○グローバル化に対応した競争環境の整備

- (1) 日本企業の状況を踏まえた国際課税の見直し
- (2) 電気・ガス供給業に対する収入金課税の見直し
- (3) 資源開発促進税制（減耗控除制度）の延長・拡充

※掲載した内容は一部です。改正点の詳細は、経済産業省又は中小企業庁のホームページでご確認ください。

#### 経済産業省

「平成31年度税制改正について」

[http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2019/zeisei\\_k/index.html](http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_k/index.html)

#### 中小企業庁

「平成31年度与党税制改正大綱における、中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要」

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.htm>

### ■レジ補助金拡充のお知らせ

中小企業庁は、平成31年10月の消費税軽減税率制度の導入に向け、各種施策を実施してきました。この度、全国の中小企業・小規模事業者や中小企業団体中央会及び商工会、商工会議所等の商工団体からの要望、政府が行った事業者の準備状況等の「検証」作業の結果（平成30年11月公表）等を踏まえ、以下のとおり、同補助金

の制度を大幅に拡充します。(以下、中小企業庁HPより抜粋)

### ○補助対象の拡大

- (1)従来は補助対象外としていた事業者間取引における請求書等の作成に係る対応(「区分記載請求書等保存方式」への対応)について、これに対応するシステムの開発・改修、パッケージ製品・事務機器等の導入に係る費用を補助対象とします。
- (2)また、これまでレジの設置と同時に行われる商品情報(商品マスタ)の登録に係る費用を補助対象としてきましたが、レジ設置時とは別に行う場合も補助対象とします。
- (3)さらに、複数税率に対応する「券売機」についても、補助の対象とします。

### ○補助率の引上げ

レジの設置・改修、受発注システムの改修等に要する経費の「3分の2以内」であった補助率を、原則「4分の3以内」に引き上げます。併せて、3万円未満のレジを1台のみ導入する場合の補助率を「4分の3以内」から「5分の4以内」に引き上げます。

### ○補助対象事業者の取扱い

事業者が営む事業に関連する規制により、補助対象外となっていた旅館・ホテル等の一部の事業者に係る取扱いについて、広く補助対象として認められるよう、制度の運用改善を行います。

※詳細につきましては、今後、情報が入り次第、当会ホームページ等にて随時ご案内いたします。

## ■組合まつり in TOKYOに大分県酒造協同組合が参加しました

中小企業世界発信プロジェクト2020の一環として、全国の中小企業組合が大集結するイベント『組合まつり in TOKYO -中小企業の魅力発信!-』が2019年1月30日(水)・31日(木)の2日間に亘り、東京国際フォーラムにて開催されました。



『組合まつり in TOKYO -中小企業の魅力発信!-』は、新たなビジネスチャンスの創出、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、組合の知名度アップや組合製品の展示・販売を通じた販路の拡大、地域の魅力発信の場として、昨年度より開催されているイベントです。

大分県からは、本会会員である大分県酒造協同組合が参加し、大分県と共同開発した焼酎原料大麦「トヨノホシ」を使用したトヨノホシ焼酎商品13銘柄の展示試飲会を行うなど、大分県の特産品をPRしました。

## ■大分県火災共済協同組合より代理所募集のご案内

大分県火災共済協同組合では、県内約130箇所の各種協同組合、商工会議所、商工会等を代理所として、組合員・会員事業所及びそのご家族、従業員様に対して各種共済制度の普及に努めております。この度、大分県下の中小企業者の皆様へ、共済制度の更なる普及推進の為、各種共済商品の取扱い代理所を募集いたします。

火災共済、自動車共済、生命傷害共済、医療共済等、割安な掛金で安心出来る補償内容となっており、代理所として普及推進していただくと、共済掛金収入の最大20%が手数料として毎年安定的に得られ、自主財源確保の一助となりますので、この機会に是非ともご検討ください。

お問合せ先

大分県火災共済協同組合(担当:津久間)

住所:大分市金池町3丁目1番64号

(大分県中小企業会館4F)

TEL:097-537-7122

FAX:097-537-7945

## ■おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」認証を取得してみませんか

おおいた子育て応援団「しごと子育てサポート企業」とは、自社の従業員の仕事と子育ての両立を支援していただく企業・事業所です。大分県が、子育てをサポートする企業として認証することにより、認証企業のイメージアップや社会的評価の向上を図り、多くの企業に認証を受けていただくことで、子育て応援社会の実現を目指す制度です。



認証・登録されると、大分県のホームページなどで広く県民に紹介され、認証マークを名刺等で使用することで企業イメージの向上が図れます。また、企業の社会的評価が向上し、優秀な人材が確保しやすくなる、連携した金融機関の融資金利の優遇を受けることができます。詳しくは当会へご相談ください。

## ■機関誌で紹介する組合を募集しています

本紙の誌面に登場していただける組合を募集しております。組合の活躍状況や業務PRなど、他組合の参考事例とさせていただきます。組合の情報発信、組合員間相互の連携に向けた一助として、ぜひご協力ください。





# 「景気回復傾向だが、人手不足は慢性化」

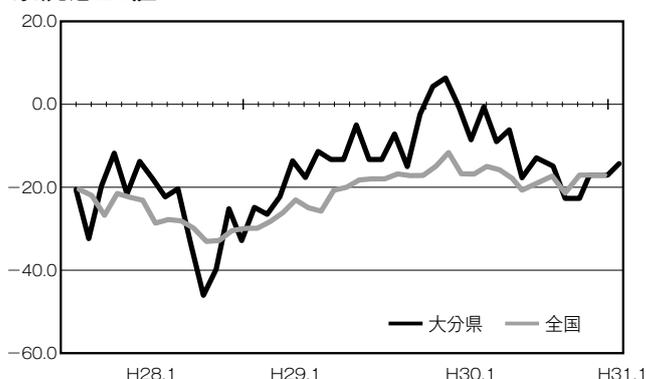
平成31年1月分

## 【1月の景況】

1月のDIは、9指標中2指標が悪化となった。主要3指標（景況、売上高、収益）に関しては、景況感DI値は、マイナス7と前月より1ポイント好転した。売上高DI値は、マイナス2と前月のマイナス7に対し5ポイントの増加となった。収益DI値は、マイナス9と前月のマイナス15に対し6ポイントの好転となった。

県内景気は、基調としては緩やかに回復しているほか、雇用情勢は、広範な業種において人手不足が慢性化している。

景況感DI値



※DI（ディフュージョン・インデックス）値とは景気の動きを捉えるための指標です。

計算方法 [(増加・好転組合数-減少・悪化組合数) / 調査対象組合] × 100

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製 造 業	食 料 品	😊	😞	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😞
	織 維 工 業	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
	木 材・木 製 品	😞	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
	印 刷	😞	😊	😊	😞	😞	😞	😞	😊	😞
	窯業・土石製品	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
	鉄 鋼・金 属	😊	😞	😊	😊	😊	😊	😞	😊	😊
	一 般 機 器	😊	😞	😊	😞	😞	😊	😊	😊	😊
	輸 送 機 器	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
	そ の 他	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊	😊
非 製 造 業	卸 売 業	😊	😞	😊	😊	😊	😊	—	😊	😊
	小 売 業	😊	😊	😊	😊	😊	😊	—	😊	😊
	商 店 街	😊	😊	😊	😊	😞	😊	—	😊	😊
	サ ー ビ ス 業	😊	—	😊	😊	😊	😊	—	😞	😊
	建 設 業	😊	—	😊	😊	😊	😊	—	😊	😊
	運 輸 業	😞	—	😊	😊	😊	😊	—	😊	😊

好 転	😊	やや好転	😊	変わらず	😊	やや悪化	😞	悪 化	😞
-----	---	------	---	------	---	------	---	-----	---

# 業界情報

## →食料品

● 上旬は暖かく天候の良い日が続き、人の動きが多かったせいか駅や空港、SAでの土産品の売上は良かったが、中旬以降は例年通り徐々に売上が減り商品が動かなくなった。[菓子]

## →繊維工業

● 売上高は横ばい傾向で、依然として厳しい状況は続いているように思われる。[アパレル]

## →木材・木製

● 製品価格が上昇せず、厳しい状況。[製材]  
● 原材料の値上がりを少しずつ製品に転嫁できているが、販売は低迷。[竹製品]

## →印刷

● 2月より用紙が値上りする。10%以上値上がりする紙もある。[印刷]

## →窯業・土石製品

● 生コン出荷量については、全体的には前年同月対比106.8%で、今年度の現在までの前年対比は105.0%となっている。地区的には中津地区、大分由布地区、豊肥地区が90%前後の落ち込みとなっている。生コン価格については、2月における積算単価の見直しは、どの地区もなかった。[生コンクリート(全県)]

● 平成31年1月の組合取扱い出荷量は2617.9m<sup>3</sup>、前年1794.15m<sup>3</sup>、前年より823.75m<sup>3</sup>増加、前年対比145.9%の出来高であった。平成30年度に入り徐々ではあるが増加傾向となっている。[生コンクリート(臼津)]

● 繰越工事に今年度工事事も加わって、「売上高」が増加、「設備操業度」が上昇し、「収益状況」も好転した組合員が多かった。しかしながら、建設業界において直面する人材不足による工事不落等の影響を懸念する声に加え、民間工事においては安い県外品の流入も続き、二次製品業界の将来の減退感を懸念する声も続いている。[コンクリート製品]

## →鉄鋼・金属

● 例年1月から5月頃まで仕事が少なくなる時期であるが、今年は仕事量は多い。夏以降は分からないが、今の水準ではないかと思う。ただ、鋼材の入手難で、工程が遅れ気味である。[鋼構造物]

● 半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置向けが低迷し、他も微減しているため、前年より減少。[鉄鋼業]

## →一般機器

● カメラ部門は来年3月までは減産計画、派遣やアルバイト人員の削減実施で対応計画。自動車部門では慢性的な要員不足、人材の集まりが悪い、特に北九州工場と豊後高田(今後は実習生を増員する計画)。[カメラ部品]

## →輸送用機器製造業

● 造船業界、韓国・中国との競争が激しい。特に大型船にて国内の大手造船所は完全に負け組である。一部中手が頑張っている。(特に南日本造船の親会社である今治造船所グループ)[造船]

## →卸売業

● 米価は上がったが、業務用の入札価格は下がっている。米の価格は4年連続して上昇しているが、1月の入札(自衛隊)は下落している。卸の在庫が減っていない(小売りが売れていない)ため、一括納入で処分できる自衛隊入札に集中しようだ。(自衛隊は月に一回まとめて納品するため、流通コストが少なく済み、まとめて5トン前後の納品が出来る。)[食糧集荷]

## →小売業

● 年始からは販売好調となった。月末は少し落ち着き感があつた。[お茶]  
● いまだにデフレからの脱却が出来ず、商売に多大な影響を及ぼしている。少子化による売上高の減少が大きく、利益の確保が難しくなっている。[青果]

● 正月が過ぎると人の動きが少なくなり、暖冬の割には人が動いていないと感じて1月が終わった。[土産品]

## →商店街

● 例年にない穏やかな新年を迎え、駅前からの観光ルートは盛

況。しかし、商店街の売上は平年並み。9日に昨年末に飾ったイルミネーションの撤去作業と商店街の新年会を開催。22名の参加をいただき、今年の行事予定や取り組みについて雑談を交えて意見交換会を行った。イベントについては効率の良い企画と費用の圧縮が必要と一致した。商店街内に3月オープンのトレーニングジムは、以前、商店街に店舗があった人力車屋さんの一人が独立して開業。色々な世代の事務での交流に期待。[湯布院]

● 正月の日の並びで6日までは例年並みであった。後半の人数が落ち込んでいる感じがする。[大分市]

● 仕入単価の上昇もさることながら、商品仕入れに係る運賃の大幅な上昇が、販売価格の上昇に少なからず影響を及ぼしており、苦慮している。[竹田市]

● 1月は3日より初売り実施。正月というのに人通りは少なく、歩行者、車の往来共にまばらであった。商店街自体高齢化が進み、魅力的なディスプレイ等も出来ている店は少なく、個人商店ならではのお客様を魅了する店づくり、また、訪れた方が納得する商品説明など、専門店としての店のあり方を再び考える時期に来ている。[臼杵市]

## →サービス業

● 車検実績は前年比約100.4%。比較基準である2年前と比べたら減少している。鈑金の入庫は前年比92.1%。年明け直後は入庫が非常に多かったが、月末に近づくにつれて入庫が減った。12月の整備残りが多く売上は前年を超える結果となった。他地区組合は前年減少から増加と地区によって差が出ている。[自動車整備]

● 1月は、対前年比プラス5%くらいであった。ガソリンは下がったが、洗剤類の値上げがありそうだ。[クリーニング]

● 運送費や原材料の値上げによるコスト上昇が、売り値のアップよりも上げ幅が大きく、追いついていない状態である。物価が上がる経営環境を世の中が受け入れて欲しい。[広告]

● インフルエンザの流行により、海外旅行等のキャンセルが出た組合員があった。[旅行業]

## →建設業

● 加入組合員の年齢が上がっているということで、役員も高齢になり組合としては将来のことを考え、出来る限り若い役員を望んでいるが、厳しい状況である。[水処理]

● 公共工事等は前年度より若干の増加であるが、人材が不足している。[管工事]

● 管内の公共工事については、受注状況は前年度に比べ減少(マイナス5%)となっている。建設業では、少子高齢化による生産年齢人口の減少が進むなか、労働者の高齢化と若年入職者の減少といった構造的な問題により担い手不足が懸念されており、建設業の将来を担う人材の育成・確保、若者への建設業の魅力発信を図るとともに、長時間労働の是正、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入促進、週休2日制の実施等の「働き方改革」や、「i-Construction」の推進など建設生産システムにおける現場の「生産性向上」の取り組みが重要となっている。また、公共工事における最低制限価格の引き上げやダンピング受注の排除、持続的な工事量の確保、収益率の安定化、適正な予定価格と工期設定、早期発注・施工時期の平準化、書類の簡素化、入札における不調・不落札の発生などが問題となっている。[建設工事]

● 1月度については、例年よりも仕事始めが遅かったこともあり、全体的に低調な結果となった。稼働件数も前年度比で5%減となっており、大型工事がほぼ完了したことが仕事量の減少に直結している感がある。地域別に見ると、大分地区で前年度8%の売上減、県北地区で20%の売上増、県西地区で4%の売上減、臼津地区で5%の売上減、県南地区で40%の売上増となっている。大分県全体では1%の売上増となっている。[コンクリートポンプ]

## →運輸業

● 売上げ、収益とも前年同月比3.2%のマイナスであり、依然として減少傾向が継続している。[タクシー]

# 点と線

## 有給休暇の取得義務化について

おおいたビジネスプラットフォーム  
事業協同組合 理事長  
社会保険労務士 工藤 和義 氏



平成31年4月より年次有給休暇を10日以上付与する労働者に対して、「付与した日」から1年の間で5日取得させなければならなくなりました。

そこで、基本的な年次有給休暇の発生から対応策についてお話します。

### 【有給休暇の発生】

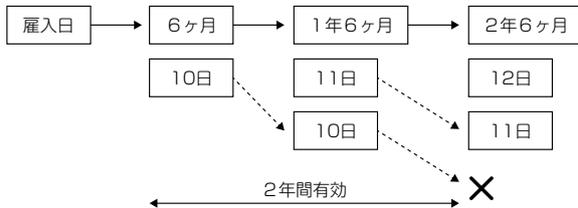
①雇入日から6ヶ月で10日、以後1年ごとに下表の付与日数となります。

1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
11日	12日	14日	16日	18日	20日

②週所定労働時間が30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下の場合は以下の表となります。(主にパートさんが対象となると思います)

週所定労働日数	年間労働日数	勤続年数に応じる年次有給休暇の付与日数						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日	169~216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121~168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	073~120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	048~072日	1	2	2	2	3	3	3

③年次有給休暇は翌年度に繰越ができます。そのため、年次有給休暇の発生と消滅は以下のようになります。



### 【有給休暇の5日取得の期間と問題点】

有給休暇を5日取得する期間は、「10日以上与えた日」からスタートをします。例えば、今年の4月1日に入社した場合…

雇入れ…4月1日 有給10日発生…10月1日

有給5日取得義務期間…10月1日～翌年9月30日 となります。

これを個人ごとに「5日取得」するために会社は管理をしていくことが必要で、その際に問題となるのは、年次有給休暇の発生日が個人ごとに異なると、取得期間もバラバラになるということです。

管理が煩雑となり、「取得ができなかった！」という場合には、正指導の対象となるので管理方法を見直す必要があります。

### 【年次有給休暇の付与日を統一する】

管理の煩雑さをクリアするために、有給休暇の付与日統一という方法もあります。

年1回、例えば4月1日に有給休暇を全員に与えるという場合には、法定の有給発生期間を超えることはできないので、4月1日までの間に有給が発生するような場合には、その前に上回る日数を付与する必要があります。



7月1日時点で法定日数の付与がされていなければならない。

付与する日を統一すると翌年までの間に、法定の日数の付与ができないことがないように先に与える必要が出てきます。

その際、以下のような方法などがあります。

①雇入れと同時に付与日までの法定付与日数を与える。

②雇入れに一部、その後に残り一部を6ヶ月に与えて、その後の付与日に翌年分を与える。

※年1回でなくても、半年に1回で年2回の付与日を設けるケースもあります。(上半期入社の場合は10月1日、下半期入社の場合は4月1日など)

### 【5日取得するための方法】

会社が対策をしなくても、個人が年次有給休暇を5日以上取るのであれば、それで義務を果たすことになります。しかし、個人に任せておくと、人手不足の折に、「ついつい有給休暇を取りそびれてしまった！」ということになりかねません。

会社が「有給をしっかりと取るように！」と話しをしていても、結果として取得ができなかった場合にはやはり会社が責任を問われることとなります。

そこで、会社が管理主導して次の2つの方法が考えられます。

①会社が、年間5日を指定して、その日に有給休暇を取得させる。(計画的付与)

②個人の意見を聴取して、会社が日を指定して有給を取得させる。最初の計画的付与については、就業規則の規定以外に従業員代表との労使協定が必要となります。(監督署に届出の義務はありません)

ここでは、紙面の都合上、詳細は記載いたしません。労働局などのホームページ等でご確認ください。

特に注意していただきたいのは、②の個人の意見を聴取して有給を指定したとしても、仕事の都合などで必ず取れるとは限りません。そのため、期間の途中で取得状況を確認して、取得が進んでいない者に対しては、職場で周囲との調整などを図って対処する体制をとっておくことが必要です。

### 【有給休暇の付与義務化への対応】

今回は、5日取得の方法や期間などでパンフレットなどに記載されている内容は既に情報として耳に入っていると思いますので、必要な対応と注意点を最後に記載いたします。

①就業規則での付与日がどうなっているかを確認。

付与日を統一まではしないという場合でも、「雇入れ日」という「日」が起算となっているケースは、少なくとも「月」単位での管理にそろえるのが良いのではないかと思います。(給与計算期間を考えて月の起算日も検討必要)

②パートタイマー等でも前述の表のように「有給休暇が発生する」ことを認識。

パートでも10日未満付与の場合は5日与える必要はありませんが、これを機にパートタイマー等も有給の取得に関心が集まると、今時点の残に日数を教えてほしいなどの問い合わせが増えるので適正に対処する必要があります。

③時間単位での有給付与は「労使協定の締結」が必要であり、今回の5日付与の対象とはならない。

労使協定を締結することで年5日分の「時間で有給付与」ができますが、これは、今回義務化の「日」を単位としていないので、5日分取ったとしても、そのほかに5日取得する義務があります。

④管理簿を作成し、「取得に向けて管理をしている！」体制を作る。人手不足の折、完璧には取得できないケースも出てくるかもしれませんが、「できない」よりも「やろうとしていない」ほうが問題が大きいと考えて、「やろうとする姿勢」が労働者に「信頼できる企業」であろうとするのが大事ではないかと思います。

## おおいたビジネスプラットフォーム事業協同組合 (略称：OBP) 概要

### 設立 ▼

平成14年10月8日

### 所在地 ▼

大分市高砂町2-50 OASISひろば21 3F

### 理事長 ▼

理事長：工藤和義

(社会保険労務士法人ウインツ・社会保険労務士)

### 組合員 ▼

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、司法書士  
計7名

### 連絡先 ▼

TEL：097-576-8303

FAX：097-576-8304

URL：http://www.obp.or.jp/

組合は、大分県内の社会保険労務士、司法書士、中小企業診断士、税理士、この4つの士業の専門家がグループ化というネットワークをつくり専門知識の相乗効果を発揮し、専門サービス業のワンストップ・サービス化をはかり、企業経営者への真たる支援者となり、かつ地域経済の活性化の一翼を担うことを期してつくられた協同組合です。

21世紀に入り複雑化・多様化する顧客ニーズ、溢れかえる情報、社会変革のスピードに対応していくため、個人事業の形態では対応が出来にくい時代となりました。そこで、私達は各分野の専門家集団として、情報を的確に判断し、迅速かつ総合的に皆様の事業を支援させていただきます。是非、当組合の組合員をご活用ください。

## 月間ベストセラー



2019年2月



### 一切なりゆき

### ～樹木希林のことは

(樹木 希林・文藝春秋)

864円

### 2 医者が考案した「長生きみそ汁」

(小林 弘幸・アスコム) 1,404円

### 3 樹木希林120の遺言

(樹木 希林・宝島社) 1,296円

### 4 1R1分34秒

(町田 良平・新潮社) 1,296円

### 5 白秋期

(五木 寛之・日経新聞出版) 842円

大分県書店商業組合(晃星堂書店)調べ

## 下請代金支払遅延等防止法(下請法)の違反行為事例

今回は、福岡県北九州市に本社を置く、小野建株式会社(以下「小野建」といいます。)が、下請法の規定に違反する行為を行っていたことが認められたことから、平成30年6月15日に、公正取引委員会が同社に対し勧告を行った事例を紹介いたします。

### 1. 違反事実の概要

- ① 小野建は、個人事業者や資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、建設業者等から請け負う鋼材及び建材の製造を委託しています(これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。)
- ② 小野建は、平成27年8月から平成29年5月までの間、次のア又はイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていました。減額した金額は、下請事業者1,368名に対し、総額3,641万4,345円です。  
ア 「割引利息」<sup>(注)</sup>を下請代金の額から差し引いていました。  
イ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていました。  
(注)下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更等したことに伴い徴収した金銭のこと。

### 2. 勧告の概要

前記2の行為が行われていたため、公正取引委員会は、小野建に対して、

- ① 下請事業者に対し、前記1-②の行為により減額した金額を速やかに支払うこと。
- ② 次の事項を取締役会の決議により確認すること。  
ア 前記2-②の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。  
イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。
- ③ 今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること等を勧告しました。

### 3. 解説

下請代金の減額の禁止(下請法第4条第1項第3号)

下請法では、親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることを下請代金の減額として禁止しており、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても下請法違反となります。まず、一つめの違反行為は、小野建が、下請事業者に対する下請代金の支払方法について従来の支払方法である手形払をやめて、現金払に変更等したことに伴い、割引利息を徴収することとしたもので、これを下請代金の額から差し引いていたものです。下請代金の支払方法として、手形払を採っている場合、親事業者が下請事業者の希望により一時的に現金で支払うことについて、公正取引委員会は、「下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に、親事業者の短期調達金利相当額を差し引いて下請代金を支払うこと」は、下請代金の減額に当たらないとの考え方を示しています。しかし、小野建は、下請事業者の希望によらず、自社の手形払に係る経費の節減という親事業者の都合により支払方法を現金払に変更した上で、その後も毎月、恒常的に割引利息を差し引いていました。したがって、当該行為は、前述の「下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合」には該当せず、下請代金の減額として下請法違反となります。つぎに、二つめの違反行為は、小野建は、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていたものです。公正取引委員会は、「発注前に、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意があり、親事業者が金融機関に支払う実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うこと」は、下請代金の減額に当たらないとの考え方を示しています。しかし、小野建は、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていたことから、下請代金の減額として下請法違反となります。

【下請法の相談はこちらに】 公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課 (電話:092-431-6032 <https://www.jftc.go.jp>)

## 平成30年度新設組合の紹介

本会では中小企業組合の設立を積極的にサポートしています。本年度、本会が設立支援を行った組合を紹介いたします。

	組合名	代表理事	所在地	事業内容	設立年月日
1	豊後高田 International Contribution 事業協	都築 貴志	豊後高田市	技能実習生受入	4月18日
2	アジア人材支援事業協	麻生 勝己	大分市	技能実習生受入	5月28日
3	住間家類(企)	矢野 高広	大分市	大工工事	6月1日
4	(企)オール・クリーナー	玉井 修	大分市	清掃業	6月18日
5	グローバルキャリアプラン協	三井 肇	大分市	技能実習生受入	7月26日
6	Technical Internship協	薬師寺十郎	大分市	技能実習生受入	8月1日
7	アジア研修協	木村 健次	大分市	技能実習生受入	8月21日
8	大分外国語サポート協	原 稔	大分市	翻訳・通訳・ガイド共同受注	8月24日
9	三色すみれ(企)	平松 悟	大分市	食品製造業	8月24日
10	豊の国未来創造事業協	穴井 隆史	日田市	技能実習生受入	9月5日
11	(企)エコクリエイト	梅田 伸也	由布市	清掃業	9月18日
12	ワークビジョン協	東 毅	豊後大野市	技能実習生受入	10月11日
13	大分国際介護協	高司 太郎	別府市	技能実習生受入	10月26日
14	(企)大分みらい産業	高野 太	大分市	解体工事	11月15日
15	大分技能育成食品加工業協	山中 浩	佐伯市	技能実習生受入	12月21日

## 通常総会終了後の事務手続きについて

組合は認可行政庁に対し、通常総会終了後2週間以内に決算関係書類、事業報告書、通常総会議事録を併せて「決算関係書類提出書」として提出することが義務付けられています。

総会で役員改選が行われた場合は、変更のあった日から2週間以内にその変更届も併せて提出することになります。(役員の補充等、役員の一部に変更があった場合も届出が必要となります。)

また、代表理事就任後、2週間以内に法務局で代表理事の変更登記も必要となります。(同じ人が再選されても登記は必要となります。)

所管行政庁	<input type="checkbox"/> 決算関係書類の提出	通常総会終了後2週間以内 (※県所管の組合につきましては本会経由でご提出をお願いします。)
	<input type="checkbox"/> 役員変更届	役員変更のあった日から2週間以内
	<input type="checkbox"/> 定款変更認可申請	総会后速やかに
法務局	<input type="checkbox"/> 代表理事の変更登記	就任した日から2週間以内 <b>(注) 同一人が再選した場合も登記が必要です!!</b>
	<input type="checkbox"/> その他登記事項についての変更登記	変更のあった日から2週間以内 (※出資変更登記は事業年度末日から4週間以内)

組合事務に必要な様式は、当会 HP よりダウンロード可能です。ぜひご利用ください。

当会 HP : <https://www.chuokai-oita.or.jp/> 「大分県中央会のご案内」→「各種様式集」

# 協会けんぽの加入者・事業主の皆さまへ

平成31年3月分(4月納付分)から  
協会けんぽの保険料率が変わります

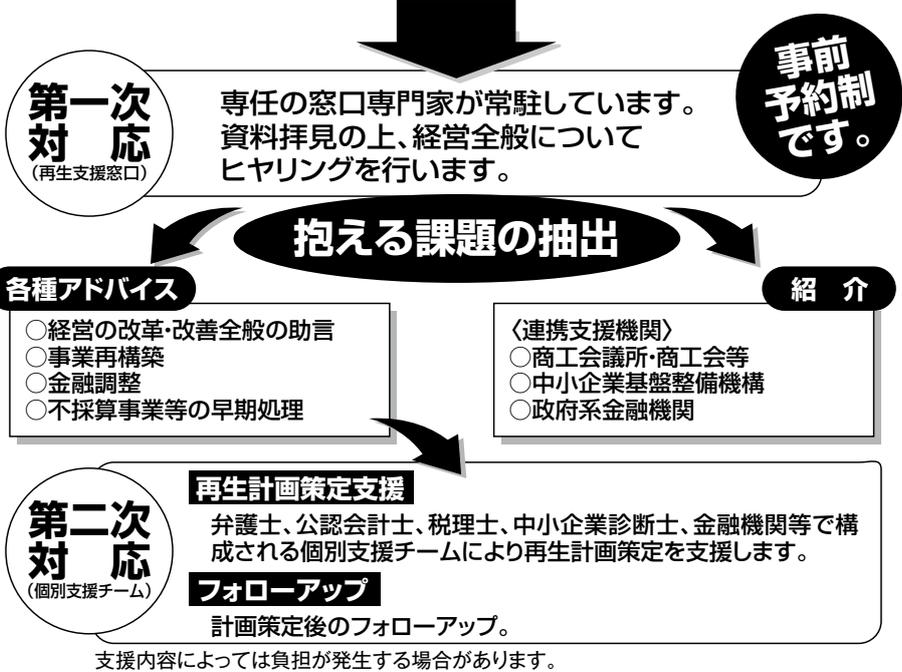
大分支部の保険料率は下記のとおり改定されます。  
加入者の皆さまの医療と健康を支えるため、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願いします。

平成31年2月分(3月納付分)まで	健康保険料率	平成31年3月分(4月納付分)から
<b>10.26%</b>	➡	<b>10.21%</b>
平成31年2月分(3月納付分)まで	介護保険料率	平成31年3月分(4月納付分)から
<b>1.57%</b>	➡	<b>1.73%</b>

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。  
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。  
※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変わります。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

## 再生支援の流れ



中小企業のみなさまへ  
「事業の再生  
応援します！」  
ご相談は  
できるだけお早めに!  
ご相談は無料です。  
秘密は厳守!

お問い合わせ先 **大分県中小企業再生支援協議会**  
開設時間 / 月～金 8:30～17:00 (祝・祭日を除く)  
〒870-0026 大分市金池町3丁目1-64 大分県中小企業会館6F TEL (097) 540-6415

2019年1月▶2019年3月 大分空港発着



往復送迎なし!

ティーウェイ航空で行く!

AIR(航空運賃)&HOTEL(宿泊費)

3・4日間限定

釜山

祝就航!!  
大分 ↔ 釜山

大人お1名様  
3日間  
(2名様1室利用)

17,500円~33,000円

※燃料サーチャージは旅行代金に含まれています。 ※海外空港諸税、国際観光旅客税が別途必要です。

◆旅程表

日時	都市名	行程	食事
1日目	大分 釜山	ティーウェイ航空228便(17:30発) 金海空港(18:30着/火曜日は18:35着) 各自にてホテルへ	朝 昼 夜
2日目	—	終日自由行動	朝 昼 夜
3日目	釜山 大分	各自にて金海空港へ ティーウェイ航空227便(火曜9:30/木曜9:00/土曜10:00発) 大分空港着(火曜10:35/木曜10:05/土曜11:05発)	朝 昼 夜

※上記スケジュールは、現地事情、航空事情により変更になる場合があります。

お問い合わせはこちら

■旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第1549号 日本旅行業協会正会員



株式会社

大分航空トラベル

〒870-0026 大分市金池町2丁目1-3レインボービル3F

■大分営業所

TEL 097-536-0101

(総合旅行業務取扱管理者:三浦研二)

■県内営業所

TEL 097-533-1900

(総合旅行業務取扱管理者:三浦志織)



中小企業者様の経営の安定化・活性化をサポートします!

# けんしん中央会融資

## お使いみち

- ①大分県中小企業団体中央会の会員組合並びに、その組合員である中小企業者の方に必要な  
**運転資金** および **設備資金** (当組合の旧債決済は不可)
- ②「経営革新」等の認定を受けた中央会の会員組合並びに、その組合員である中小企業者の方への補助金交付までのつなぎ資金

## お申込みいただける方

- ①大分県内で事業を営む方
- ②協同組合等の中央会の会員組合
- ③上記②の組合員で、業歴3年以上かつ組合加入歴1年以上の中小企業者
- ④大分県信用組合の組合員もしくは新規加入の方

**ご融資額** 500万円以内

## ご融資期間・ご返済方法

- 手形貸付 1年以内 ▶ 期日一括返済
- 証書貸付 7年以内 ▶ 元金均等分割返済

## ご融資利率

- 融資期間 1年未満 年 4.00%
- 融資期間 1年以上 年 4.50%
- 融資期間 3年以上 年 5.00%
- 融資期間 5年以上 年 6.00%

※融資期間1年以上のご融資利率は、当組合が定める新長期プライムレートを基準とした変動金利型を適用しますので、市場金利の動向によっては、お借入期間中にご融資利率が変動する場合があります。

## 連帯保証人

原則1名 個人事業者は専従者・配偶者も可  
法人は代表者

**担保** 不要

## 必要書類

- ①決算書・確定申告書
- ②その他

※詳しくはお問い合わせください。

審査の結果、ご希望にそえないこともありますのであらかじめご了承ください。

詳しくは、最寄りのけんしん窓口または

フリーダイヤル  
**0120-393-528**  
<http://www.oita-kenshin.co.jp>



街へ暮らしへ気持ちいっぱい  
**大分県信用組合**

三井生命保険株式会社  
生命保険団体扱オーナーズプランのご案内



「経営者のリスクマネジメント」を目的に  
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

大分県中小企業団体中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱\*となり、一般扱(口座振替毎月払等)よりも **割安な保険料** でご契約いただけます。

\* 団体扱とは、大分県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。  
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

大分支社 〒870-0035 大分県大分市中央町 2-9-24 三井生命ビル 2F TEL:097-532-0195  
大分営業部 〒870-0035 大分県大分市中央町 2-9-24 三井生命ビル 8F TEL:097-532-0196  
鶴崎営業部 〒870-0105 大分県大分市西鶴崎 1-5-18 TEL:097-521-0691  
中津営業部 〒871-0031 大分県中津市中殿町 3-31-15 TEL:0979-22-1536

B-2018-1154 (2018.6)  
使用期限 2019.3.31



お借入金額  
**10万円～300万円**

お借入期間  
**6ヶ月～7年**

お借入金利  
**年5.8% ・ 年9.8% ・ 年13.8%**

※お借入金利は保証会社の審査によって決まります。

**担保・保証人 不要!**

**お手続きカンタン!**

○お申込にあたっては当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますが、その場合、お断りする理由および内容についてはご回答できませんのでご了承ください。○店頭にお申出いただければご返済額を試算いたします。○本ローンはお一人につき1口のお借入とさせていただきます。○店頭に説明書をご用意しています。

無料で  
カンタン!  
仮申込!



お申込条件等は店頭・フリーダイヤル・ホームページでご確認ください。

●詳しくは窓口または下記へどうぞ  
フリーダイヤル **0120-849-060**

平日9:00～20:00 ※祝日は除く ユメカナル 検索  
土日9:00～17:00



感動を、シェアしたい。  
大分銀行  
(平成30年3月1日現在)

収入と支出のバランスを大切に、無理のない返済計画をたてましょう。



通常の定期預金より  
**高めの金利設定**

※当金庫内比較



固定金利の半年複利で  
**効率よく資産運用**



ライフスタイルに合わせて  
**選べる期間1年・2年・3年**

※原則として満期日前の解約はできません。

個人のお客さま向けの  
**定期預金**

マイハーベスト

TEL 097-534-4157



人を思う。未来を思う。

**商工中金 大分支店**

大分市都町(アリストンホテル隣り)

※詳しくは、店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

# 大分県信用保証協会は 事業承継をサポートします！

経営者のみなさま、事業承継に関するお悩みはございませんか？

後継者はいないが、  
この事業を残したい…。

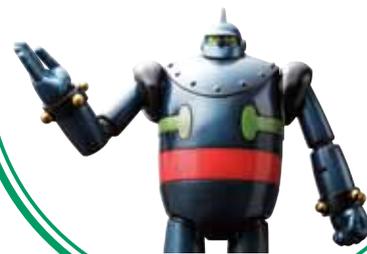
周りに  
相談する人がいない…。

事業承継対策って  
何をすればいい？

事業承継に必要な資金の  
借入れはできるのだろうか？



そのお悩み、  
大分県信用保証協会に  
相談してみませんか？



©光プロダクション

## 支援機関と連携して課題解決をお手伝い！

当協会は、事業承継の専門機関で高度なノウハウを有する大分県事業引継ぎ支援センターと「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

中小企業・小規模事業者のみなさまの事業承継に関するご相談に、大分県事業引継ぎ支援センターをはじめとする支援機関と連携して総合力で対応します。

※みなさまからいただいた情報を許可なく第三者に漏らすことはありません。

## 事業承継に向けた資金調達をサポート！

役員退職金支給資金や、分散している事業用資産・自社株式の買取り資金など、事業承継に必要な資金調達をサポートします。

「大分県事業承継資金特別融資」(保証限度額2億8000万円、貸付利率1.8%~2.4%、保証料率0.35%)をはじめとする事業承継専用の保証制度をご用意しています。制度のご利用には要件がございますので、詳しくは当協会までお問い合わせください。

## 事業承継に関するご相談窓口



# 大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号

【保証部】

保証一課 TEL:097-532-8246

保証二課 TEL:097-532-8247

経営支援課 TEL:097-532-8296

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。  
相談内容を業務目的以外で使用することはございませんので安心してご利用ください。